

## 11. 住宅改修における事前申請制度及び「住宅改修が必要な理由書（最終案）」について

### 1. 事前申請制度について

#### （1）事前申請制度の流れ

- 住宅改修における事前申請制度については、平成17年8月5日全国介護保険担当課長会議において、その方向性をお示し、先般の全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料において、その条文案を提示したところ。
- その具体的な手続きの流れについては別紙1のとおりであるが、制度導入後は、従来の事後申請であれば対処が困難であった悪質な事業者による（保険給付として適当でない）住宅改修の防止や利用者の身体の状態からは適当ではない住宅改修の防止も可能となり、制度導入の目的である「利用者保護」の観点において適切な制度運用が望まれる。

#### （2）事前申請制度の留意事項

事前申請制度では、被保険者は、住宅改修を行おうとする前に（別紙1②の段階）、申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後（別紙1④の段階）に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

#### （3）事前申請制度における「やむを得ない事情がある場合」

「やむを得ない事情がある場合」とは、入院又は入所者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合をいう。

なお、平成18年4月1日前に住宅改修に着工した場合についても、同様の取り扱いとなる。

別紙 1

①

住宅改修についてケアマネジャー等に相談



②

申請書類又は書類の一部提出・確認

- ・利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- ・保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認する。  
(利用者の提出書類)
  - 支給申請書
  - 住宅改修が必要な理由書
  - 工事費見積もり書
  - 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真又は簡単な図を用いたもの）



③

施工 → 完成



④

住宅改修費の支給申請・決定

- ・利用者は、工事終了後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出  
「正式な支給申請」が行われる。
- ・保険者は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、  
当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。  
(利用者の提出書類)
  - 住宅改修に要した費用に係る領収書
  - 工事費内訳書
  - 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改  
修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）
  - 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場  
合）

※ ただし、やむを得ない事情がある場合については、④の段階において  
②の段階で提出すべき申請書類等を提出することができる。

## 2. 住宅改修が必要な理由書（最終案）について

- 住宅改修が必要な理由書については、平成17年8月5日全国介護保険担当課長会議において、当初案をお示ししたところであるが、その後のパブリックコメント（平成17年10月3日～同年11月2日）で頂いた意見も踏まえ、別紙2のとおり、最終案をお示しすることとした。
- 今回の最終案については、「居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日老企第42号老健局企画課長通知）（改正予定）において、住宅改修が必要な理由書の標準様式と位置づける予定である。

## 住宅改修が必要な理由書

(P1)

&lt;基本情報&gt;

被保険者番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
被保険者氏名		要介護認定(該当に○)	要支援	要介護				
			1・2	経過的・1・2・3・4・5				
住所								

	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
作成者	所属事業所			
	資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)			
	氏名			
連絡先				

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄				

&lt;総合的状況&gt;

-181-

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	
介護状況	改修前	改修後
住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす <input type="checkbox"/></li> <li>●特殊床台 <input type="checkbox"/></li> <li>●床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/></li> <li>●体位変換器 <input type="checkbox"/></li> <li>●手すり <input type="checkbox"/></li> <li>●スローブ <input type="checkbox"/></li> <li>●歩行器 <input type="checkbox"/></li> <li>●歩行補助つえ <input type="checkbox"/></li> <li>●認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/></li> <li>●移動用リフト <input type="checkbox"/></li> <li>●腰掛便座 <input type="checkbox"/></li> <li>●特殊尿器 <input type="checkbox"/></li> <li>●入浴補助用具 <input type="checkbox"/></li> <li>●簡易浴槽 <input type="checkbox"/></li> <li>●その他 _____ <input type="checkbox"/></li> <li>●その他 _____ <input type="checkbox"/></li> <li>●その他 _____ <input type="checkbox"/></li> </ul>	

## 住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようと している生活動作 → で …で困っている)を記入してください	② ①の具体的な困難な状況(…なの …で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することで …が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所) →
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 <span style="margin-left: 20px;">(扉の開閉を含む)</span> <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできる ようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span>
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 <span style="margin-left: 20px;">(扉の開閉を含む)</span> <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 <span style="margin-left: 20px;">(洗体・洗髪を含む)</span> <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできる ようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 段差の解消 <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span>
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、器具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 <span style="margin-left: 20px;">(扉の開閉を含む)</span> <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの 屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできる ようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <input type="checkbox"/> 便器の取替え <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <input type="checkbox"/> その他 <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span> <span style="margin-left: 20px;">( )</span>
その他の活動				

### 3. その他（住宅改修に関するQ & A）

今回の制度改正では、要支援2が追加されたが、住宅改修の支給限度額がリセットされる「介護の必要の程度が著しく高くなつた場合」の取り扱いはどのようになるのか。

（答）

- 従来、住宅改修については、区分支給限度基準額は、同一被保険者の同一の住宅の改修について、20万円が限度とされているが、要介護状態区分が3段階以上上がった場合については、例外として、その限度額がいったんリセットされることとなる。
- 今回の制度改正により、新たに「要支援2」の区分が設けられましたが、要支援2については、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態であるという点で、要介護1と同様の状態であり、住宅改修における介護の必要の程度を図る目安としては、同じものとして整理することとなる。
- したがって、要支援1から要介護2となつた場合、要介護状態区分等は3段階上がるが、介護の必要の程度を図る目安（段階）は2段階の上昇にとどまっており、支給限度額はリセットされないこととなる。

介護の必要の程度を図る目安 (段階)	要介護状態区分等
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護（平成18年4月1日以降） 要支援（平成18年4月1日前）